

議案第31号 説明資料（令和2年度幕別町一般会計補正予算（第12号））

新型コロナウイルスワクチン接種事業の概要

1 新型コロナウイルスワクチン接種について

(1) 接種の目的

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的とする。

(2) 接種の実施体制

今回の新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により市町村において実施することとなる。また、ワクチン接種の実施に当たっては、地方自治体の負担が生じないように、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、国が必要な財政措置を講じる。

（国の主な役割）

- ・ ワクチン、注射針・注射筒の購入及び卸売業者等への譲渡
- ・ 接種順位の決定
- ・ ワクチンに係る科学的知見の国民への提供
- ・ 接種状況の把握
- ・ ワクチンの効果の検証
- ・ 副反応疑い報告制度の運営、健康被害救済に係る認定

（都道府県の主な役割）

- ・ 地域の卸売業者との調整
- ・ 市町村事務に係る調整
- ・ 医療従事者等への接種体制の調整
- ・ 専門的相談対応

（市町村の主な役割）

- ・ 医療機関との委任契約、接種費用の支払

- ・住民への接種勧奨、個別通知（予診票、接種券）
- ・接種手続等に関する一般相談対応
- ・健康被害救済の申請受付、給付
- ・集団的な接種を行う場合の会場確保

(3) 接種の対象者

ワクチンの接種は、厚生労働大臣が接種の指示を行う際に対象者を指定する。この対象者は原則、居住地において接種を受けるもので、接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている者を対象として行う。なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく、いわゆる薬事承認において、接種の適応とならない方は、接種の対象から除外される。

現在、薬事承認を受けているファイザー社製のワクチンにおいては、16歳未満の方は対象外となる。

(4) 接種の順位

医療提供体制の確保のため、初めに医療従事者等に接種し、次に、重症化リスクの大きさ等を踏まえ高齢者に接種を行う。その次に、高齢者以外で基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者に接種し、その後、ワクチンの供給量等を踏まえ、それ以外の方への接種を順次実施する。

(5) 接種の実施期間

令和3年2月17日（水）から令和4年2月28日（月）まで

(6) 接種を受ける際の費用

全額公費負担（自己負担なし）

(7) 接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

ワクチンの接種において、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済を受けることができる。

2 幕別町の新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制について

接種を希望する全ての町民が、接種しやすい環境と体制を構築する。

(1) 接種対象者（令和3年2月末現在）

人口	26,441人	}	接種対象者	23,022人
65歳以上人口	8,724人			
16歳～64歳人口	14,298人			

(2) 接種方法

接種対象者の70%が接種すると想定し、医院の受け入れ体制等の状況から個別接種を約5割とした。

(ア) 個別接種（幕別町内の4病院を想定）

- ・接種回数 17,280回
- ・接種日時 基本的に平日。各病院の診療時間による。

(イ) 集団接種（幕別町内の6か所の会場を想定）

- ・接種回数 17,500回
- ・接種日時 水曜日及び土・日曜日。水曜日と土曜日は9時から12時まで、日曜日は9時から17時まで。
- ・接種会場
 - 【幕別】 幕別町保健福祉センター、幕別北コミュニティセンター
 - 【札内】 札内コミュニティプラザ、札内北コミュニティセンター、札内南コミュニティセンター
 - 【忠類】 忠類ふれあいセンター福寿

(ウ) 高齢者施設等での接種

- ・接種場所は各高齢者施設での医師による巡回接種が基本。

(エ) かかりつけ医の下での接種

- ・接種場所はそれぞれかかりつけている病院での接種。
- ※ かかりつけ医との相談で個別又は集団接種会場での接種も可能。

3 新型コロナウイルスワクチン接種の優先順位・対象者・スケジュール等について

区 分	2月	3月	4月	5月以降
医療従事者等	2月17日～接種開始（都道府県が調整）			
65歳以上高齢者 （S32.4.1以前生まれの方）		3月下旬～ 接種券等の 印刷	4月上旬～ 接種券等の 郵送	4月下旬（4月26日の週以降、市町村随時）～ 高齢者への接種開始 ①町内6会場での集団接種 ②町内4病院での個別接種 ③高齢者施設等での巡回接種
基礎疾患を有する方				基礎疾患を有する方への接種開始 ※1
高齢者施設等の従事者				高齢者施設等の従事者への接種開始 ※2
16歳から64歳の方				60歳から64歳の接種開始 それ以外の方の接種開始 ※ワクチン供給量を踏まえて判断
コールセンター			4月1日～予約・相談受付コールセンター/WEBシステム稼働開始	

※1 基礎疾患を有する方

（1）次の病気や状態で、通院又は入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経性疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群

（2）基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

※2 高齢者施設等の従事者

● 高齢者等が入居・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接、接する職員。

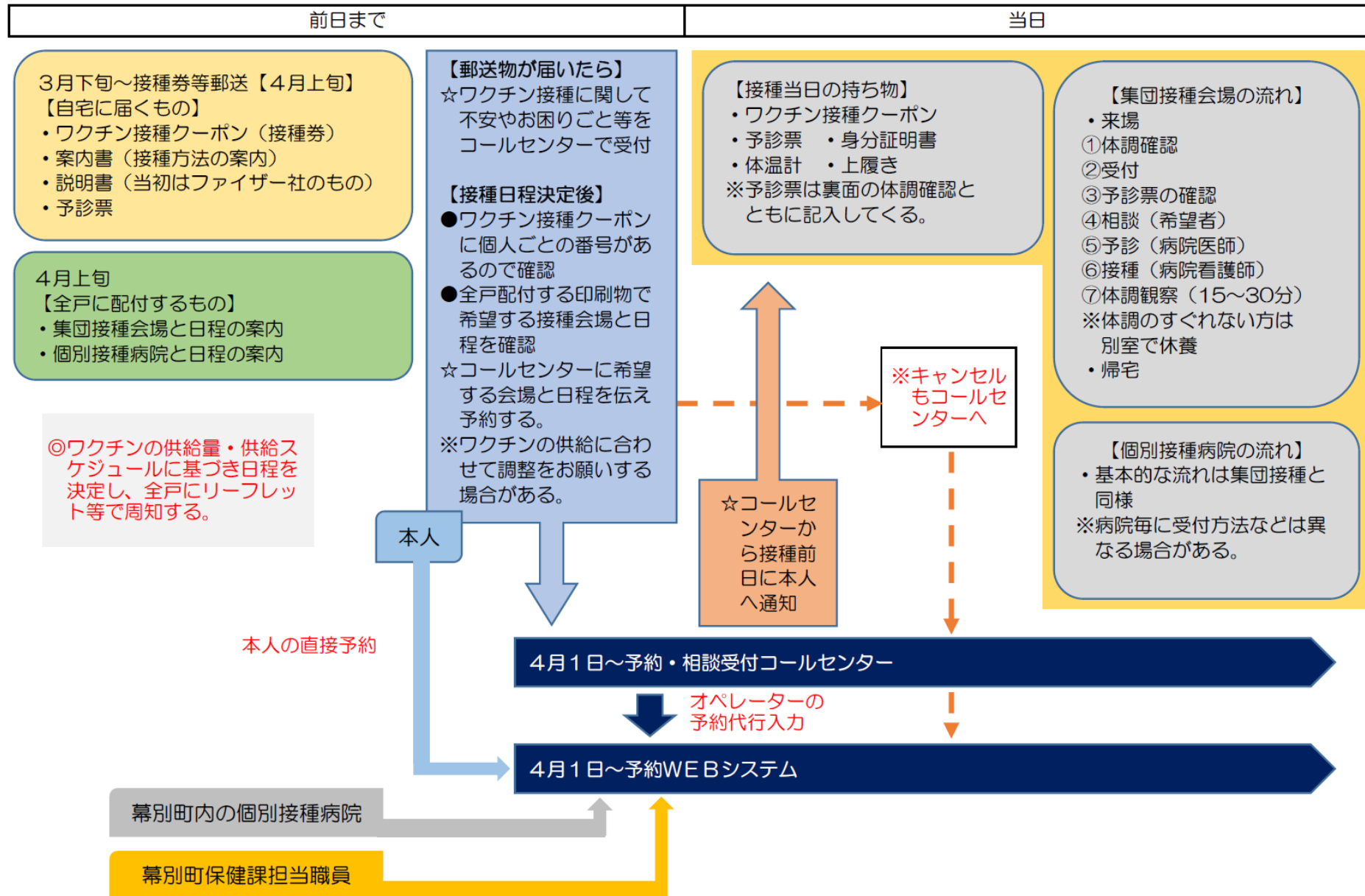
◎ 高齢者への接種

令和3年度中（令和4年3月31日まで）に65歳に達する方が対象となるが、ワクチンの供給量や時期等によっては75歳以上から等の年齢細分による接種となる可能性がある。

◎ 幕別町以外での接種

幕別町以外の市町村で長期入院・長期入所している場合や、かかりつけ医のもとで接種することも可能である。（国保連を通じて幕別町に請求）

4 新型コロナウイルスワクチン接種までの流れについて



5 新型コロナウイルスワクチン接種に係る財源等について

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金(10/10)

交付上限額：72,139千円

{	うちワクチン接種分	71,559千円
	うち健康被害調査委員分	580千円

◎ 令和3年2月5日（令和2年度一般会計補正予算（第9号））

令和3年3月末までの接種体制確保に関する経費。 歳出額：4,531千円

- ・報酬、旅費、需用費、役務費、備品購入費 等
- ・委託料
 - ┌ 65歳以上対象者のワクチン接種クーポン券等作成業務委託
 - └ ワクチン接種クーポン券等郵送のための封入封緘業務委託 等

◎ 令和3年3月5日（令和2年度一般会計補正予算（第12号））

令和3年9月末までの接種体制確保に関する経費。 歳出額：70,515千円

- ・報酬、旅費、需用費、役務費、備品購入費 等
- ・委託料
 - ┌ 64歳以下対象者のワクチン接種クーポン券等作成業務委託
 - └ ワクチン接種クーポン券等郵送のための封入封緘業務委託
 - コールセンター業務委託
 - └ 臨時バス運行等業務委託 等

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金(10/10)

◎ 令和3年3月（令和3年度一般会計補正予算（第1号）（案））

ワクチン接種に関する経費。

- ・接種委託（全部委託と一部委託）